

法令遵守規程

（目的及び適用範囲）

第1条 株式会社ワイズトライン法令遵守規程（以下、「規程」という。）は、株式会社ワイズトライン（以下、「当社」という。）が経営する全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

（基本方針）

第2条 当社が行う全ての事業を適正に行うために、以下を当社の基本方針とする。

- （1）事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- （2）法令遵守のために必要な当社の組織体制を整備する。
- （3）法令遵守責任者は、代表取締役の命を受け、当社の各事業所管理者等と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者）

第3条 当社の代表取締役は、法令遵守責任者を当社に1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、代表取締役が選任するものとする。

（当社組織体制の整備）

第4条 当社の事業の最高責任者を代表取締役とする。

- 2 当社の各事業部門の責任者は、管理者とする。

（法令遵守責任者の業務）

第5条 法令遵守責任者は、当社の事業が法令遵守により遂行されているよう、以下の業務を行うものとする。

- （1）当社及び事業の組織体制に関する提案
- （2）法令遵守に関する本規則の制定及び改定
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて当社内の会議に出席し、当社の事業遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

（相談窓口の仕組み）

第6条 当社内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- （1）受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- （2）通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- （3）当社は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わせないこととし、報告・相談者に対し、不利益取り扱いや嫌がらせを行った者は就業規則に則り処分を課せられるものとする。
- （4）当社は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとし、プライバシーは遵守される。
- （5）虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行った者は、就業規則に則り処分を課せられることがある。

（管理者の役割）

第7条 当社の各事業所管理者は、法令遵守担当者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2 当社の各事業所管理者は、自らが責任を担う事業が法令を遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また、各事業所管理者は、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。
- 3 各事業所管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。
- 4 各事業所管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

（職員の責務）

第8条 職員は、第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身に付け、また、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

（教育及び研修）

第9条 第7条4項に定める研修は各事業所管理者が行うとともに、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施しなければならない。

（処分）

第10条 法令違反する行為を行った職員は、当社の就業規則に則り、懲戒されるものとする。

附則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

本規程は、平成30年6月1日から施行する。

本規程は、令和6年10月1日から施行する。